

2020年 1月

お客様各位

中央労働金庫

投資信託および国債に係る約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は<ろうきん>に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中央労働金庫では、法令の改正等に伴い、投資信託取引に係る「投資信託総合取引約款」、投資信託・国債取引に係る「特定口座約款」の改定を予定させていただいております。

つきましては、改定内容等について下記のとおりご案内させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定する約款・規定

- (1) 「投資信託総合取引約款・特定口座約款」
- (2) 「特定口座約款（国債用）」

改定の内容（改正民法）対象書面：投資信託総合取引約款・特定口座約款

2020年4月施行の改正民法（債権法）を踏まえ、以下の変更を行います。

- ① 「成年後見人等」条項の改正（投資信託総合取引約款）
成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱い追加
- ② 「規定の改定」条項の改正（投資信託総合取引約款・特定口座約款）
規定変更時の周知方法等についての記載変更

① 「成年後見人等」条項の改正（投資信託総合取引約款）
第70条（後見開始等の届出） 1 お客様について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに当金庫所定の手続きに従い補助人、保佐人、成年後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様に届出てください。</u> また、補助監督人、保佐監督人、後見監督人が選任された場合にも、直ちに当金庫所定の手続きに従い補助監督人、保佐監督人、後見監督人の氏名その他必要な事項を届出てください。
② 「規定の改定」条項の改正（投資信託総合取引約款・特定口座約款）
投資信託総合取引約款 第75条／特定口座約款 第25条.（約款の変更） この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、 <u>その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u>

改定の内容（西暦表記）対象書面：特定口座約款

和暦表記から西暦表記へ変更させていただきます。

第18条（2010年1月1日以前に開設した特定口座の取扱い）

2010年1月1日においてお客様が開設している特定口座が源泉徴収選択口座である場合は、2010年1月1日までに源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出しない場合には、同日をもって源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

第19条（2016年1月1日より前に取得した公社債等の特定口座への受入れ）

特定口座を開設されているお客様における、2016年1月1日時点で保有されている特定口座へ組入れ可能な公社債等（当金庫との取引においては、公募公社債投資信託受益権および国債が該当します。）については、2015年12月30日までにお客様から特段のお申し出がない場合には、2016年1月1日をもって特定口座に組入れします。

2. 改定実施日

2020年3月16日（月）から改定後の約款・規定を施行させていただきます。

3. お問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください

以 上